

川本警察署、島根被害者サポートセンター、美郷町 犯罪被害者等の支援に関する連携協定を締結します

【 連携協定締結式 8月3日（月）10:30 】

美郷町では、美郷町犯罪被害者等支援条例を制定し（令和8年6月）、犯罪被害者等支援、被害軽減を図る取組みを進めています。

犯罪被害者の方の状況・ニーズは、様々であり、より有効に支援を行うためには、関係機関が連携して、取組んでいくことが極めて重要です。

そのため、この度、川本警察署、（公社）島根被害者サポートセンター、美郷町の3者で、犯罪被害者等の支援に関する連携協定を締結し、被害者等支援に取り組んでいくことといたしました。

支援の体制強化を図り、それぞれの持つ知見、ノウハウ、支援メニュー等を十分に活かし、犯罪被害者等の方に寄り添った、きめ細やかで丁寧な支援を行っていきたい、と考えています。

この連携協定の締結式を、次のとおり行います。

犯罪被害者等支援の連携協力に係る協定締結式 川本警察署、島根被害者サポートセンター、美郷町

（日時） 令和8年8月3日（月）10:30～（45分程度）

（会場） 美郷町庁舎2階多目的室 （邑智郡美郷町粕淵168）

（出席） 川本警察署 署長 日野 要介

公益社団法人島根被害者サポートセンター 理事長 金崎 智枝

美郷町 町長 嘉戸 隆

各機関の職員等

（内容） 協定趣旨説明、各機関の挨拶、協定書への署名、質疑応答（ご取材対応）

（問い合わせ）

総務課防災危機管理室 松島（室長）、石原（主任） 電話 0855-75-1211（代表）・FAX0855-75-1218